

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
北海道産業活性化創業促進計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
北海道
- 3 地域再生計画の区域
北海道の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景

近年、我が国の経済は設備投資と輸出に支えられ着実な回復を続けているが、北海道では、平成9年末の北海道拓殖銀行の経営破綻以降、経済は低迷し雇用情勢が悪化している。さらに昨今の国の構造改革や道の財政再建にともない、長年、公共事業に大きく依存してきた北海道経済は厳しい経済環境が続いており、最近の道の雇用情勢については有効求人倍率、完全失業率とも全国平均値とは格差があり、日銀短観による業況判断(D・I)の先行き予測についても全国値を下回っている。

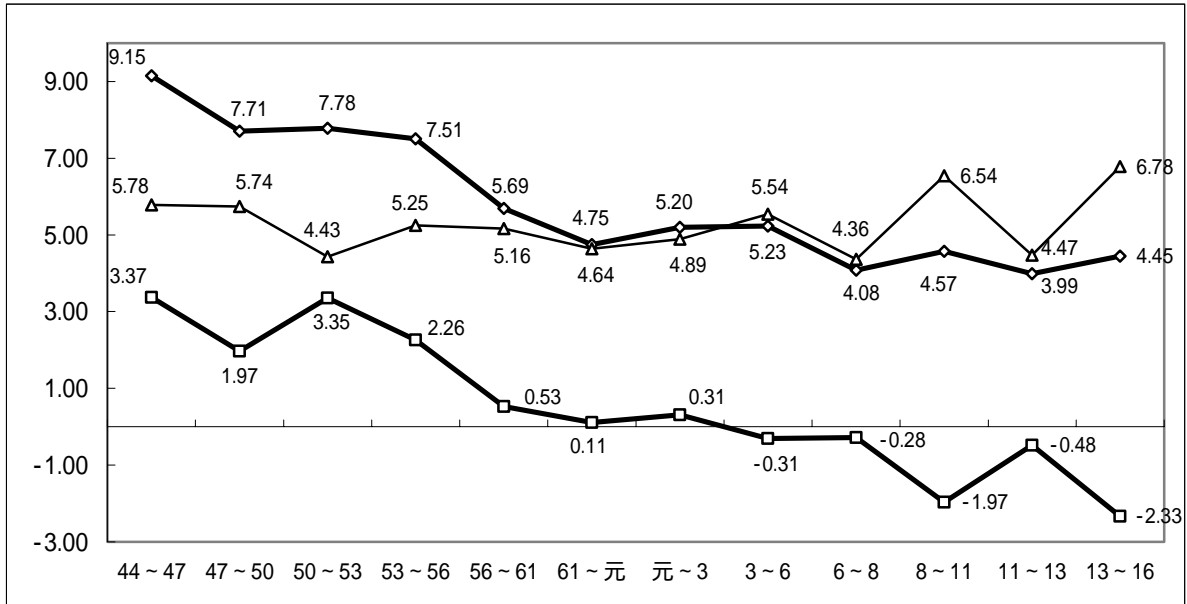
こうした中、新規事業所の開業に関しても、平成3年以降、いわゆる開廃業率の逆転現象が継続しており、平成16年の開業率は4.45%と、わずかに改善の兆しを見せているものの、廃業率が6.78%となり、事業所の増加率は過去最悪のマイナス2.33%となっている。

このような中で、本道経済の現状を打開し、自立的・継続的な発展を図るためには、創業の量的拡大を図り、新産業・新事業を創出する成長性の高い中小企業を育成することが求められている。

項目	時点	北海道	全国平均値
有効求人倍率(倍)	H17.7~9期	0.59	0.97
完全失業率(%)	H17.7~9期	5.2	4.3
業況判断DI(%ポイント)	H18.3の予測	18	4

北海道における事業所の開廃業率の推移

(... 開業率 ... 増加率 ... 廃業率)



(2) これまでの取り組み

北海道では21世紀にふさわしい北海道づくりを目指し、平成10年度から19年度を計画期間とする「第3次北海道長期総合計画」を策定し、新しい産業群の形成や起業家精神にあふれた創造的中小企業の育成等を推進している。また、平成16年3月に策定した「ほっかいどう産業活性化プログラム(計画期間平成16年度から平成18年度)」では、本道の優位性や成長可能性を考慮し「食、観光分野、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連」の7分野を戦略分野に設定し、これらの分野における新たな事業展開を集中的に支援するとともに、各戦略分野をリードし本道経済を牽引する企業群の形成を図るための各種プロジェクトなどを展開することとし、起業機運の醸成から開業後のフォローまで起業化の段階に応じた総合的な創業支援施策を展開してきている。

具体的には起業意欲を醸成するための「起業化ファーストステップセミナー」や、起業化を目指す女性を対象にノウハウの習得を目的とした「女性起業家塾」を開催するほか、「一村一雇用おこし事業」を実施し、雇用創出の観点から市町村との協働により地域づくりと連動した中小企業者等の新規開業などを支援してきた。

さらに、起業家の最大の課題である資金調達の支援に関しては、戦略分野における優れた起業家に対する「開業資金の一部助成(最大250万円)」、起業家に対する「中小企業総合振興資金融資(創業貸付)」の実施、「北海道創造

的中小企業育成条例」による研究開発助成などを行ってきた。

また、新事業活動支援のため「ほっかいどう地域プラットフォーム」を構築し、(財)北海道中小企業総合支援センターを中心に道内の37の産業支援機関が相互に連携し、研究開発から事業化に至る各段階に応じた支援を行っている。このほか平成15年度には、北海道、北海道経済産業局、中小企業基盤整備機構、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、北海道中小企業総合支援センターなど道内の創業支援関係の18団体で構成する「北海道創業促進連携会議」を設立し、各機関の支援制度などの情報発信や起業家応援セミナーを共同開催するなど、連携した取り組みを行ってきた。

これらの取り組みを踏まえ、さらなる創業と新産業の振興を図るため、平成18年度から新たな創業支援施策を展開する予定としている。

(3) 地域再生計画の目標

会社の設立に関しては、平成18年から「会社法」の改正に伴う最低資本金規定の撤廃や会社設立手続きが簡素化されるほか、平成17年には有限責任事業組合法が制定されるなど、創業促進に向けた環境整備が整いつつある。

このような背景の中、全国に比べ深刻な経済・雇用情勢にある北海道経済の潜在能力を短期間に顕在化させ、着実な回復軌道にのせて再建への道筋をつけるためには、起業家が北海道内で優位性があり成長が期待される産業分野に新たに挑戦する環境を整備することが極めて重要である。

本地域再生計画では、起業化の各段階に応じて、北海道が国や関係機関と連携しながら実施する創業支援施策に加え、政府系金融機関の支援措置による資金面の支援を活用することにより、道内の創業促進を図り新産業の創出を加速することを目指し、平成16年に4.45%であった開業率を平成19年に5.2%とすることを目標とする。

また、本計画の支援対象については、ほっかいどう産業活性化プログラムに基づく北海道で優位性があり成長が期待される7つの戦略分野とする。

(数値目標)

年	平成16年	平成19年
開業率	4.45%	5.2%

(支援対象の7分野及び選定理由)

食分野

我が国最大の食料供給基地の優位性や農林水の豊富な資源を活用し、基幹産業として競争力の維持拡大を図る。

観光分野

国内第1級の自然、食、温泉などの観光資源を活用し、基幹産業として競争力の維持拡大を図る。

IT分野

全国6位の事業者や人材の集積を活かし、技術の進展に対応することにより、あらゆる産業を対象にしたビジネスを展開する。

バイオ分野

全国2位のバイオベンチャー企業の集積や研究機関、天然資源などを活かし、応用範囲や波及効果の広いバイオ産業を目指す。

住宅分野

高断熱・高气密の施工法など、北国の風土から生まれた技術等を活かし、裾野の広い産業構造を目指す。

環境・リサイクル分野

環境意識の高まりの中、北海道の豊かな自然環境を確保し、関連産業の集積を目指す。

生活関連分野

生活者の潜在需要に着目し、地域の多様な担い手の参入を促進する。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

北海道において、7つの戦略分野における創業及び新産業の創出を図るため、起業意欲の醸成から開業後のフォローまで起業化の各段階に応じた総合的な起業化支援策を展開する。これらの施策と相まって、国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の支援措置と日本政策投資銀行の「低利融資等」の支援措置やアドバイス機能の活用により道内の創業を加速するものである。

また、道の創業支援施策としては、ほっかいどう地域プラットフォームの活用や北海道創業促進連携会議、市町村などとの連携を図りながら、相談、開業ノウハウの習得や資金調達に関する支援、市民との協働による雇用おこしの促進や一村一雇用おこしによる支援、資金調達の円滑化、起業家と支援者の連携を図る起業家応援ネットワークの構築、連携など、起業予定者や起業家への支援施策に取り組み、創業の積極的な促進に努める。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置を適用して行う事業

【国民生活金融公庫の新創業融資】

(1) 支援措置の番号及び名称

番号：C3001

名称：国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和

(2) 当該支援措置を受けようとする者

食、観光、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連の7分野で事業を営もうとする者、又は営む者。

(3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容
取組に関する主体

北海道内の中小企業

取組が行われる場所

北海道内

取組の実施期間

計画認定の日から平成20年3月末まで

取組の内容及び支援措置が不可欠な理由

北海道は平成3年以降、開廃業率の逆転が続いており、開業率については平成16年で4.45%と若干改善しているものの、地域経済の活性化や雇用の創出に向けては全道的に創業の量的拡大を促進することが不可欠となっている。

北海道では、IT、バイオなどの先進的産業分野だけでなく、基幹産業である食、観光など本道の特性を生かした7分野を振興することとし、起業化の段階に応じた総合的な創業支援を行っているが、起業家の最大の課題である資金調達を円滑化することが重要となっている。

そのため道の「中小企業総合振興資金(創業貸付)」に加え、国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の支援措置(自己資金要件の緩和)を活用することは、起業家の資金調達の選択肢を広げ、創業の促進を図るうえで極めて効果的であり、本計画の推進には不可欠のものである。

【日本政策投資銀行の低利融資等】

(1) 支援措置の番号及び名称

番号：C0701

名称：日本政策投資銀行の低利融資等

(2) 支援措置を受けようとする者

食、観光、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連の7分野において事業を営もうとする者、又は営む者

(3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

取組に関する主体

北海道内の企業

取組が行われる場所

北海道内

取組の実施期間

計画認定の日から平成20年3月末まで

取組の内容及び支援措置が不可欠な理由

北海道は平成3年以降、開廃業率の逆転が続いており、開業率については平成16年で4.45%と若干改善しているものの、地域経済の活性化や雇用の創出に向けては全道的に創業の量的拡大を促進することが不可欠となっている。

北海道では、IT、バイオなどの先進的産業分野だけでなく、基幹産業である食、観光など本道の特性を生かした7分野を振興することとし、起業化の段階に応じた総合的な創業支援を行っているが、起業家の最大の課題である資金調達を円滑化することが重要となっている。

そのため道の「中小企業総合振興資金(創業貸付)」に加え、日本政策投資銀行のアドバイス機能の活用や低利融資等を活用することは、起業家の資金調達の選択肢を広げ、創業の促進を図るうえで極めて効果的であり、本計画の推進には不可欠のものである。また、新規開業した企業が成長段階に達した場合も日本政策投資銀行の融資等の活用により事業展開を進めることができる。

(4) 合致する日本政策投資銀行の投融资指針に定める事業

- ・「技術・経済活力創造」のうち先端技術・経済活性化
- ・「地域再生支援」のうち地域経済振興

5-3-2 独自の取組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか「北海道産業活性化創業促進計画」を達成するため、創業支援機関や市町村との連携も図りながら以下の取組を行う予定である。

(1) ほっかいどう地域プラットフォームによる総合支援

(財)北海道中小企業総合支援センターを中核的支援機関として、地域相談窓口、情報提供・コーディネート、インキュベート、技術開発支援、人材育成、資金供給、経営改善、販路開拓の8つの機能を持つ道内37の支援機関で構成された「ほっかいどう地域プラットフォーム」により、幅広く起業家や新事業へ進出する事業者を支援する。

(2) 地域資源を活用した起業家の支援

地域において主要な産業である食と観光分野で地域資源を活用して新たな事業化を目指す者を対象に、道内 6 圏域でマーケティングなど開業に必要なノウハウを学ぶ実践的な研修を実施。また、食と観光分野で地域資源を活かしたモデルとなる起業家に対し支援を行い、地域における起業機運の醸成を図る。

(3) 市民との協働による雇用おこしの促進

地域貢献ビジネスを目指す事業者が、地域の市民等とネットワークを構築しながら事業を立ち上げるため、事業プランを精査するゼミナールや市民からの幅広い支援を獲得するオーディションを開催し、地域に根付いた雇用おこしの促進を図る。

(4) 一村一雇用おこしによる支援

地域の雇用創出に対する市町村の主体的取組を喚起するとともに、市町村の地域づくりと連動して一定の雇用創出を図る中小企業等の新規開業・新事業展開を支援する。

(5) 北海道創造的中小企業育成条例による支援

技術革新や需要構造の変化など経済的環境の変化に対応する中小企業を育成するため、研究開発、人材育成、展示会出展、事業化に対する助成や貸付を行う。

(6) 起業家応援ネットワークの構築

開業間もない起業家の経営課題の解決や事業の拡大をサポートするため、起業家と創業経験者や創業支援機関などによるネットワークの構築を進める。

(7) 中小企業総合振興資金(創業貸付)による支援

新たに事業を開始する起業家に対し、事業を開始する際及び事業開始後において必要となる事業資金の融資の円滑化を図ることにより、新規開業の促進及び創業後間もない企業の経営の安定に資する(融資限度額 2 5 0 0 万円、融資期間 1 0 年以内(据置 2 年以内))

(8) ビジネスプランの実現化支援

北海道創業促進連携会議と金融機関の連携により、優れた事業計画を持つ起業家を発掘し地域密着型金融に取り組む民間金融機関と協働して、ビジネスプランのプレゼンテーションなどを行い、起業家に対する融資の円滑化を図る。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成20年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

平成18年及び21年の事業所・企業統計調査により、道において開業率を把握

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

【北海道創業促進連携会議との連携】

本地域再生計画の推進に当たっては、道内の創業支援機関で構成する北海道創業促進連携会議との連携を図る。

設立：平成15年10月

構成：18団体

北海道、北海道経済産業局、(独)中小企業基盤整備機構北海道支部(中小企業ベンチャー総合支援センター、中小企業大学校旭川校)、国民生活金融公庫札幌支店、(独)雇用・能力開発機構北海道センター、日本政策投資銀行北海道支店、(財)北海道中小企業総合支援センター、北海道労働局、北海道総合通信局、(社)北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、札幌市、(財)さっぽろ産業振興財団、(株)HVC戦略研究所、北海道ニュービジネス協議会、ドリームゲート北海道

事業：・ポータルサイトによる支援制度の情報発信

・各機関の連携した取組(起業家応援セミナー、ビジネスプラン実現化支援事業等)

・連携会議の開催

・その他創業促進に関すること